(目的)

第1条 この要綱は、露店又は自動車による営業及び臨時営業について、必要な事項を定め、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)の円滑な運営を図り、飲食に起因する危害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱で「許可営業」とは、法第55条の規定により、営業に際し保健所長の許可が必要な業態をいう。
- 2 この要綱で「臨時営業」とは、不特定又は多数の者を対象にあらかじめ期間を定め、6月未満の期間に限り、食品を調理又は加工する営業をいう。なお、営業の期間が1月未満の場合は、テント又は簡易な構造による設備(以下「仮設店舗」という。)による営業も認めるものとする。
- 3 この要綱で「露店営業」とは、イベント、祭礼等の場所を巡回し、仮設店舗での出店を繰り 返し行う営業をいう。

なお、イベント・祭礼等とは、一時的又は季節的に行われ、社会通念上、催しとして認められるものをいい、主な例は次のとおりとする。

- (1) 祭礼、市
- (2) 季節的な行事(盆踊り、夏祭り、花火大会等)
- (3) 地域振興又は住民交流を目的とした催し (フードフェア、フリーマーケット等)
- (4) スポーツ・文化イベント(各種スポーツ大会、文化祭、音楽イベント等)
- (5) 企業が実施する記念行事、物産展等(創業祭、産業祭、物産展等)
- (6) 季節的に人が集まる催し等(花見、湖水浴等)
- 4 この要綱で「自動車による営業」とは、自動車に施設を設けて運行し、あらかじめ場所を定めて、食品の調理又は加工をする許可営業をいう。

なお、自動車とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第一に定める 普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車のうちで二輪車以外のものをいう。

(対象業種)

- 第3条 第2条第2項又は第3項の業態に該当し、許可営業の対象となる業種は、飲食店営業と する。
- 2 第2条第4項の業態に該当し、許可営業の対象となる業種は、飲食店営業、食肉処理業又は 魚介類販売業とする。

(営業の条件)

- 第4条 仮設店舗による営業は、次に掲げるすべての条件を満たす場合に限り認めるものとする。
- 1 1回あたりの出店期間が1月未満であること。ただし、福島県食品衛生法施行条例(平成12 年福島県条例第80号。以下「県条例」という。)第3条で定める飲食店営業の施設基準を満た す施設にあってはこの限りではない。
- 2 自動車による営業の条件は、次のとおりとする。
- (1) 営業の許可は、営業車両1台ごとに取得するものとし、原則、1台で複数業種を取得することはできないものとする。

- (2) 軽自動車については、簡易な調理又は加工による食品であって、原則、複数の調理・加工等が一営業時に行われないこと。
- 3 仮設店舗による営業及び自動車による営業において、取扱い可能な食品等は、以下のとおり とする。

(1) 仮設店舗

次のアからエまでに掲げるいずれかの条件に該当するものとする。

なお、細切等の下処理(仕込み)作業を必要とする場合にあっては、下処理場所は、あらか じめ法による営業許可を受けた施設又はそれと同等の施設とし、仮設店舗で下処理作業は行わ ないものとする。

また、下処理した材料等は、必要に応じ使用又は調理直前まで冷蔵又は冷凍保管するものとする。

- ア 仮設店舗内での作業は簡易な調理又は加工に限り、かつ、原則、客へ提供する食品は直前 に加熱調理されるもの。
- イかき氷又はこれに類するもの。
- ウ 清涼飲料水、酒類等を単に注ぎ分けるもの。
- エ 適切な加熱殺菌等が行われた既製品を単に小分けし、又は盛り付けるもの。
- (2) 自動車による営業

ア 飲食店営業

取扱い食品は、簡易な調理又は加工に限るものとし、原則、客へ提供する直前に加熱調理 されるものとする。ただし、施設の構造設備が固定店舗の構造設備と同等と認められる場合 には、この限りではない。

なお、細切等の下処理(仕込み)作業を必要とする場合にあっては、下処理場所は、あらかじめ法による営業許可を受けた施設又はそれと同等の施設とし、原則、自動車内での下処理作業は行わないものとする。

また、下処理した材料等は、必要に応じ使用又は調理直前まで冷蔵又は冷凍保管するものとする。

イ 魚介類販売業

取扱い食品は、原則、容器包装に入れられていない鮮魚介類の販売又は加熱用の切り身の 加工とする。

ウ 食肉処理業

獣畜(食鳥処理法又はと畜場法に規定する獣畜を除く)をとさつし、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の畜肉、内臓等を分割し、若しくは細切するものとし、処理行為に限るものとする。

4 食品の提供は、使い捨て食器によるものとする。ただし、仮設店舗内に水道設備を設ける場合にあってはこの限りではない。

(許可申請)

- 第5条 臨時営業許可申請は、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。)第67条に規定 された事項を記載した申請書(以下「営業許可申請書」という。)に営業期間及び具体的な取 扱い品目を記載させるものとする。
- 2 露店営業許可申請は、営業許可申請書に具体的な取扱い品目を記載させるものとする。

3 自動車による営業許可申請は、営業許可申請書に車検証の写しを添付させるものとする。なお、給廃水タンクの容量は、図面に明記させるものとする。

(営業許可)

- 第6条 臨時営業許可指令書には、申請に基づいた営業許可の有効期間を条件として記載するものとする。
- 2 露店営業許可指令書には、申請に基づいた取扱い品目を記載するとともに、営業所所在地については「郡山市内一円」とし、「イベント・祭礼等に限る」等の条件を記載するものとする。
- 3 自動車による飲食店営業及び魚介類販売業許可指令書には、県条例第3条別表第1の2に規 定する営業の区分を記載するとともに、営業所所在地については、「自動車登録番号」及び 「福島県内一円」を記載するものとする。

(施設基準)

- 第7条 仮設店舗の施設基準は、福島県が定める「移動式設備(又は施設)による営業の取扱要綱」(以下、「県要綱」という。)第6の2とおりとする。
- 2 自動車の施設基準は、県条例第3条別表第1及び県要綱第6の3のとおりとする。 (営業とみなさない出店)
- 第8条 臨時営業のうち、次の事項に該当する営業については、営業とみなされないものとし、 別に定める「郡山市営業届取扱要綱」において取扱いを定めるものとする。
- (1) 地域住民等が開催する盆踊り及び祭事
- (2) 社会福祉施設等が行うバザー及び納涼祭等の祭事
- (3) 文化祭、学園祭等教育目的を有すると認める催事
- (4) その他許可営業と判断されない催事

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 郡山市食品営業自動車の営業許可等に関する事務取扱要綱(平成17年3月30日施行)(以下 「旧要綱」という。) は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧要綱によってなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。
- 4 郡山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(令和3年郡山市条例第14号。以下「改正条例」という。)の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下この項において「改正法」という。)第2条の規定による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の規定による許可を受けて営業を行っている者であって当該許可にかかる同条第3項の有効期間の満了後も引き続き当該営業を行う場合の改正条例附則第2に規定する相当する営業とは、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号の飲食店営業とする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年11月18日から施行する。